

日本発イタリア行きの経路等に関する情報 (2021年5月18日現在)

★ 3月2日イタリア首相令で採用された措置は、4月22日緊急政令第52号において、7月31日まで適用することとなりました。

同首相令で採用された措置の概要は次の通りです。

★ 5月14日保健省命令により以下の措置が規定されました。

第1条関連（入国72時間以内の検査結果の提出）

5月14日保健省命令第6条により、日本には、2021年3月2日イタリア首相令の別添20のリストDの国と地域に対する規定が適用されることとなり、イタリアに入国する者は、イタリア国内での滞在期間に関わらず、（イタリアへの入国のための）公共交通機関に乗る際、運行者及びコントロールを担う者に対し、入国前72時間以内にスワブ検体による分子検査（PCR検査）又は抗原検査を実施し、結果が陰性であったことを証明する書類を提示することが義務づけられています。

第2条関連（3月2日首相令別添20のリスト「C」国からの入国）

1. 2021年3月2日首相令の規定は有効のままとしつつ、同首相令の別添20のリストCの国と地域からイタリアに入国する者は、イタリア国内での滞在期間に関わらず、（イタリアへの入国のための）公共交通機関に乗る際、運行者及びコントロールを担う者に対し、2021年4月22日緊急政令第52号第9条2項c)に基づき発行又は認証されたCovid-19グリーン証明書を提示する義務があり、これにより入国前48時間以内にスワブ検体による分子検査（PCR検査）又は抗原検査を実施し結果が陰性であったことを証明する必要があります。

2. 1項の証明書を提示しない場合、以下を義務とする。

- a) 地域を管轄する保健所の予防局に対し自身の入国を通知した上で、2021年3月2日首相令第51条1項から5項が定める住居又は居所で健康観察及び10日間の自己隔離を行うこと。
- b) 10日間の自己隔離の終了時に改めて分子検査（PCR検査）又は抗原検査を行うこと。

当館注：英国からの移動に対しては、2021年3月2日首相令の別添20のリストCの国と地域に対し定められた規定が適用されることとされたため、英国から渡航される方はご注意ください。

第3条関連（居所情報のデジタルフォーマットによる提示義務）

3月2日首相令の別添20のリストB、C、D、Eの国と地域から入国する全ての者は、イタリア国内での滞在期間に関わらず、イタリアへの入国前に、保健省衛生予防局の通達に基づき定められる条件及びタイミングにおいて、居所情報に関するデジタルフォーマットでの指定様式に入力をし、運行者又はコントロールを担う者に対しその証拠を示す義務が課せられます。

第5条関連（自主隔離期間及び隔離終了後の検査の実施）

イタリアへの入国前14日間に3月2日首相令の別添20のリストD（日本はDに分類されています。）及びEの国と地域に滞在又は乗り換えをした者に対する、同首相令第51条1項から5項が定める健康観察及び自己隔離の期間は、10日間に見直され、同期間の終了時にスワブ検体による分子検査（PCR検査）又は抗原検査を行うことを義務とされています。

【参考】2021年5月14日保健省命令（抄訳）

https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20210514OMS_1.html

【参考】2021年3月2日首相令（抄訳）

https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20210302DPCM.html

1. 日本→イタリアへの直行便

(ア) アリタリア航空

現時点で以下の日付以降のフライトは同社 HP でチケットの予約が可能となっています。ただし、その日から就航/再開されることを必ずしも意味するものではありませんので、ご利用予定の方は同社 HP にて最新の情報をご確認ください。

- 羽田→ローマ・フィウミチーノ行き：2021年 7月11日以降に就航を延期
- 成田→ローマ・フィウミチーノ行き：2021年10月31日以降に再開を延期
- 成田→ミラノ・マルペンサ 行き：再開未定

アリタリア航空：https://www.alitalia.com/ja_jp

(イ) 全日本空輸 (ANA)

羽田=ミラノ・マルペンサ間の直行便は、就航時期は未定との発表がなされています。

全日本空輸：(6/30までの運航分) <https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/>
(プレスリリース一覧) <https://www.ana.co.jp/group/pr/>

2. 日本→イタリアへバゲージスルーで行くことのできる乗り継ぎ地 (主要都市路線のみ)

(ア) フランクフルト (FRA) 経由 (要注意)

<乗り継ぎ地点の情報>

- ・在フランクフルト総領事館：https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/jp/konsular/coronainfo_jp.html
- ・在ドイツ 大使館：
(出入国関係) https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD
(航空便関係) https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#06koukuubin
- ・全日本空輸：<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200501/#immigration>
- ・日本航空：<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/covid19center/index.html>
- ・ルフトハンザ航空：<https://www.lufthansa.com/jp/ja/prepare-for-your-trip/current-travel-information>

【注意】ドイツに到着する全ての航空機搭乗者(ドイツでトランジットする者を含む。)は搭乗手続きの際、抗原検査の場合はドイツ入国前48時間以内、PCR検査の場合はドイツ入国前72時間以内にコロナ検査を受け、搭乗手続きにあたって陰性証明書を提示する必要があります。在ドイツ大使館HP、ドイツ保健省HPをご参照ください。

(ドイツ保健省HP) <https://www.bundesgesundheitsministerium.de/en/coronavirus-infos-reisende/faq-testpflicht-einreisevo/testing-obligation.html>

(イ) ロンドン・ヒースロー (LHR) 経由

<乗り継ぎ地点の情報>

- ・在英国 大使館：https://www.uk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- ・全日本空輸：<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200501/#immigration>
- ・日本航空：<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/covid19center/index.html>

【注意】英国から/への移動に対しては、5月14日保健省命令に基づき、3月2日首相令別添20リスト「C」の国・地域に対する規定が適用されます。

【参考】2021年5月14日保健省命令(抄訳)

https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20210514OMS_1.html

【参考】2021年3月2日首相令(抄訳)

https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20210302DPCM.html

(ウ) ドーハ (カタール) (DOH) 経由

<乗り継ぎ地点の情報>

- ・在カタール大使館：https://www.qa.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- ・カタール航空：<https://www.qatarairways.com/en/homepage.html>

【注意】カタールから／への移動に対しては、3月2日首相令別添20リスト「E」の国・地域に対する規定（同首相令第6章参照）が適用されます。

(エ) アムステルダム (AMS) 経由 (要注意)

<乗り継ぎ地点の情報>

- ・在オランダ大使館：https://www.nl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/r_corona.html
- ・オランダ KLM 航空：https://www.klm.com/travel/it_en/prepare_for_travel/up_to_date/flight_update/index.htm

【注意】EU またはオランダ政府が指定する安全国からオランダに渡航する場合は、事前の陰性証明の取得は求められておりません。

一方、上記の安全国以外（日本は2021年2月2日に安全国から除外されました）からオランダに入国する場合又はオランダで乗り継ぎを行う場合、オランダ到着前の72時間以内に受けたPCR検査（核酸増幅検査）の陰性証明の提出が求められます。詳細は、在オランダ大使館HPにてご確認ください。

(オ) ヘルシンキ (HEL) 経由

<乗り継ぎ地点の情報>

- ・在フィンランド大使館：https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00013.html
- ・日本航空：<https://www.jal.co.jp/itl/ja/?city=ROM>
- ・フィンエアー：<https://www.finnair.com/jp-ja>

(カ) パリ (CDG) 経由

<乗り継ぎ地点の情報>

- ・在フランス大使館：https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- ・日本航空：<https://www.jal.co.jp/itl/ja/?city=ROM>
- ・全日本空輸：<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200501/#immigration>

(キ) ブリュッセル (BRU) 経由

- ・在ベルギー大使館：https://www.be.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- ・全日本空輸：<https://www.ana.co.jp/>

(了)